

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得することについて、議会の追認を求める。

- 1 取得する財産 物品（小学校教師用指導書）
- 2 取得価格 25,588,202 円
- 3 取得の相手方 岐阜県下呂市森 147 番地 1
有限会社 喜久屋商店
代表取締役 中川 泰弘
- 4 取得の理由 小学校の教科用図書の改訂に伴い、教師用指導書を更新するもの。

令和 6 年 9 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

小学校教師用指導書の取得については、予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するため、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに取得したため、議会の追認を求めるもの。